

公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程

平成18年4月1日
公立大学法人滋賀県立大学規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条第4項の規定に基づき、授業科目の種類等および履修方法等に必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(履修の禁止)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する科目

(授業科目等)

第4条 授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および修了要件は、別表1のとおりとする。

2 教育職員の免許取得に必要な教科に関する科目の種類、単位数および必修・選択の別は、別表2のとおりとする。

(学部等の授業科目の履修)

第5条 修士課程および博士前期課程の学生は研究科会議の議を経て、研究科長の認めるところにより、授業科目担当教員の承認を得て、学部の授業科目を履修することができる。

2 博士後期課程の学生は、研究科会議の議を経て、研究科長の認めるところにより、授業科目担当教員の承認を得て、学部、修士課程および博士前期課程の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、修了の要件となる単位に算入しない。

(修士論文および博士論文の提出)

第6条 修士課程および博士前期課程において、所定の授業科目を30単位以上修得した者または修得見込みの者は、修士論文を提出することができる。

2 博士後期課程において、所定の授業科目を4単位以上修得した者または修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(試験)

第7条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。ただし、実験、演習等については、試験を行わずに成績を定めことがある。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことがある。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

2 成績の表示は次のとおりとし、優、良および可を合格とし所定の単位を与える。

評価	評点
優	80点以上
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 修士論文の審査、博士論文の審査および最終試験の成績評価は、合格または不合格をもって表す。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において滋賀県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、修了要件、資格その他の履修に関しては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、別表1中「環境設計特論」、「地域住環境計画学」、「地域産業学」、「現代中国特論」および「栄養教育特論」の授業科目は、平成18年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1および別表3の規定は、平成19年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「建築デザイン特論」、「建築史特論」、「動的システム論」および人間看護学研究科の各授業科目は、平成19年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表1、別表2および別表3の規定は、平成20年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「環境動態学プレゼンテーションI」、「環境動態 学プレゼンテーションII」、「電子システム特論」、「電子情報特論」および「光量子物性 論」は、平成20年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2および別表3の規定は、平成21年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表1中（1）博士前期課程における「地域再生システム特論」、「栄養応答論」、「看護臨床の人間形成特論」および「看護臨床的人間形成特論演習」ならびに（2）博士後期課程における「環境科学特論」、「生物圏環境特論」、「生態系保全特論」、「生物生産特論」、「環境意匠特 論」、「地域環境経営特論」、「研究方法特論」および「リサーチ・ワークショップ」は平成21年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2および別表3の規定は、平成22年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「社会学特論A」、「日本考古学A」、「環琵琶湖地域論A」、「女性史・ジェンダー論A」、「美術史特論A」、「地域産業論A」、「朝鮮史特論A」、「朝鮮史特論B」、「アジア考古学A」、「モンゴル・ディアスボラ論A」、「現代中国特論A」、「環琵琶湖保存修景計画論A」、「空間デザイン特論」、「学校栄養教育実践特論」、「調理科学特論」、

「食品栄養特論」、「看護研究方法論Ⅱ」、「看護管理論」、「薬物治療学」、「慢性看護学特論A」、「慢性看護学特論B」、「慢性看護支援論A」、「慢性看護支援論B」、「慢性看護支援論C」、「慢性看護支援論演習」、「慢性看護学課題研究」、「慢性看護学実習Ⅰ」、「慢性看護学実習Ⅱ」、「インターナシップC」および「インターナシップD」は、平成22年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成23年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中、「児童健康問題特論」、「行動学特論」、「栄養機能科学特論」、「食文化特論」、「小児医学特論」、「運動処方学特論」および「地域食育実践学特論」は、平成23年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「バイオマスエネルギー変換論」、「応用流体機械」、「トライボロジー特論」、「教育制度論特講」および「フィールド心理学特講」は、平成24年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 および別表 2 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規程にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前 2 項の規程にかかわらず、改正後の別表 1 中「ナノテクノロジーキャリアアップ特論」は平成 25 年 4 月 1 日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 および別表 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規程にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 および別表 2 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 および別表 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者

の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表1中「インターンシップF」は、平成28年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成31年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、平成31年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1および別表2の規定は、令和2年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和3年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和5年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和6年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に編入学し、転入学し、または、再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。